

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	甲州市	塩山	牛奥	地区名	北洞沢支流(きたぼらさわしりゅう)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価			妥当	妥当でない
①課題・背景						①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			○	
本計画箇所は、甲州市勝沼町中原地区に流入する一級河川鬻嶺川の右支上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。						・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当			○	
②整備目標・効果						②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			○	
□主要目標			○土石流被害の防止 保全対象 人家36戸 市道800m 農道600m 土砂整備率 (現況)34%<70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有 (避難場所 中原公民館) ※ (※ 評価基準値)			・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備			○	
□副次目標						③経済妥当性			○	
						費用便益費 便益(B)/費用(C)= 7.70 > 1.0 ・便益(B)= 1139 百万円 ・費用(C)= 148 百万円				
□副次効果			○飲雑用水の安定供給 (中原地区の簡易水道施設)			④事業実施・規模の妥当性			○	
						・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない				
						⑤整備手法の有効性			○	
						・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
						⑥環境負荷への配慮			○	
						・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する				
						⑦事業計画の熟度			○	
						・地元甲州市より強い要望あり				
						<妥当性評価>				
						・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
(2)整備内容と整備量						(4)事業間優先度評価				
①整備内容			谷止工5基 補修工1基			・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I				
②整備期間			平成28年度～平成30年度			(5)総合評価			○	
③総事業費			160百万円(国費 75百万円(1/2) 県費 85百万円(1/2))			・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
④全体計画			平成28年度 谷止工2基 60百万円 平成29年度 谷止工1基 補修工1基 50百万円 平成30年度 谷止工2基 50百万円			【事業位置図等】				
⑤規整備内容・期間・事業費			昭和54年度 谷止工1基 12百万円 昭和55年度 谷止工1基 15百万円 昭和56年度 谷止工2基 20百万円			省 略				